

## 令和3年度介護報酬改定に伴う基準省令の改正 (経過措置のある主なもの)

	委員会の 設置・開催	指針(計画) の整備	研 修	担当者	訓 練	経過措置
業務継続計画 (BCP)策定 〈全サービス〉		・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	定期的 新規採用時	〔衛生管理推進員(市)※ 災害対策推進員(市)※〕	定期的	R6.3.31までは努力義務
衛生管理等 (感染症対策) 〈全サービス〉	○	指針の整備	定期的 新規採用時	〔衛生管理推進員(市)※〕	定期的	R6.3.31までは努力義務 (施設系は訓練のみR6.3.31まで努力義務)
虐待防止 〈全サービス〉	○	指針の整備	定期的 新規採用時	○ 〔人権擁護推進員(市)〕		R6.3.31までは努力義務

※居宅介護支援を除く

# 令和3年度介護報酬改定に伴う基準省令の改正 (経過措置のある主なもの)

## ○認知症介護基礎研修の受講（全サービス ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援を除く）

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。

（令和6年3月31日までは努力義務）

## ○運営規程（全サービス）

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

（令和6年3月31日までは努力義務）

## ○栄養管理の基準を満たさない場合の減算（施設系サービス）（令和6年4月1日からは減算）

- ・ 栄養士又は管理栄養士を1名以上配置
- ・ 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状況に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

## ○安全管理体制未実施減算（施設系サービス）（令和3年10月1日から減算）

- ・ 事故発生防止のための指針の整備
- ・ 事故が発生した場合における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ・ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施
- ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者設置

## ○ハラスメント対策の強化（全サービス）

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。

